

第3回流山市行財政改革審議会次第

令和8年5月1日（金）
午前10時から正午まで
第1庁舎3階 庁議室

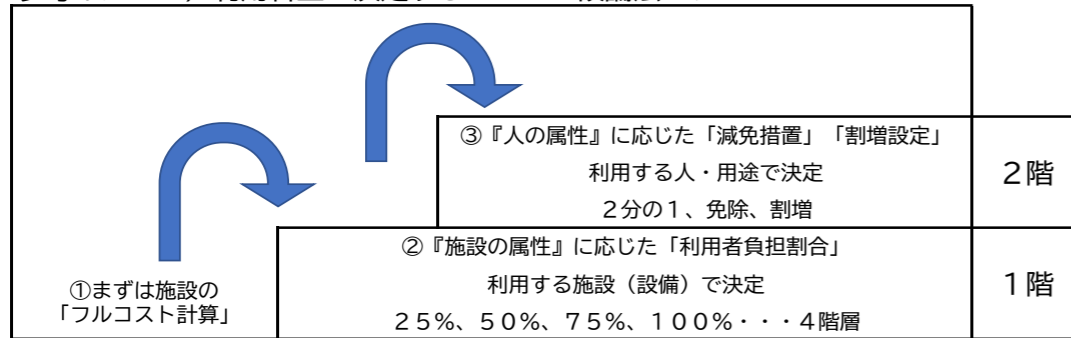
- 1 第2回審議会までの意見の要旨と答申（案）への整理について
- 2 答申（案）について
- 3 その他

【配付資料】

【資料1】第2回審議会までの意見の要旨と答申（案）への整理

【資料2】答申（案）たたき台

参考イメージ) 利用料金が決定するまでの三段論法のプロセス



【これまでの議論の整理と、答申案の構造について】

公共施設の使用料は、大きく2つのステップで決定されます。

【1階】ベースとなる基本料金ルールの設定
(施設の属性・・・必需性・民間代替性)

施設の性質に基づき、ベースとなる基本料金のルール（負担割合）を全庁統一で決定します。

【2階】基本料金に対する個別の調整ルール
(人の属性・・・減免・営利目的・市外利用者)

第1回・第2回で皆様から多くご指摘いただいた「高齢者等への減免配慮」や「市外・営利目的の割増」は、基本料金をベースに個別に行う調整（2階部分）の議論に該当します。

⇒ 【結論（答申案への反映）】

本日の答申案では、委員の皆様のご意見を踏まえ、以下のような2段構えの構造で整理しました。

① 答申本文（基本方針）に記載するもの

利用料金の適正化の根幹となる「フルコスト計算・利用者負担割合（1階）」に加え、「減免制度のあり方や、市外・営利目的等の料金設定（2階）」についても、適正な料金設定の議論から外すことはできない重要事項として、答申本文に位置付けました。

② 付帯意見に記載するもの

一方で、皆様からいただいた「稼働率向上」「収益確保・コスト見直し」「データ整備」等のご意見は、利用料金設定の基本方針に留まらず、「施設の在り方・経営」そのものを問う内容です。

これらは将来の施設維持のために極めて重要であるため、市が取り組むべき事項として

【付帯意見】に集約しています。

① 答申本文（基本方針）に記載するもの

本審議会における議論を踏まえ、改定の方角性についての意見は以下のとおりとする。

No.	これまでの議論の内容（要旨）	答申上の項目
1	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費や減価償却費を含めたフルコストを対象経費とすることについて。 ・客観的な数値の使用、適正な算定をすること ・稼働率の考え方 ・施設間格差の調整 	⇒ 2. 新たな基本方針の柱（各論） （1）対象経費の範囲見直し（フルコストの客観的把握）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・公費（利用者）負担割合の考え方の導入について ・負担割合設定にあたっての理由説明を行うこと ・地域間格差の防止について ・社会的価値・間接的便益を評価する指標を検討すること。 	⇒ （2）施設の性質に応じた「利用者負担割合」の導入
3	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動への影響を防ぐ激変緩和について ・経済的弱者に対する減免は維持するべき。 ・市の政策として市民への説明ができる減免制度にすること。 	⇒ （3）急激な負担増に対する「激変緩和措置」の設定及び減免制度のあり方への配慮
4	<ul style="list-style-type: none"> ・本来あるべき料金設定について、以下の事項について検討すること。 ・利用者属性や目的によって利用料金が変動する仕組みについて。 ・市外利用者の適正な料金設定。 	⇒ （4）本来あるべき料金設定について

② 付帯意見に記載するもの

基本方針による適正な使用料の設定に留まらず、公共施設を将来に渡り持続可能な形で維持・活用していく観点から、以下の点に配慮すること。

No.	これまでの議論の内容（要旨）	答申上の項目
5	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な料金改定による利用者離れを防ぐとともに稼働率が伸び悩む施設について利用促進を行うこと。 	⇒ ① 稼働率が低い施設における利用促進策の推進
6	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料以外の収益確保策、運用コスト見直しなどについて。 	⇒ ② 施設の収益確保・運営コスト見直しへの取組
7	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の料金設定に向けて、改定後の利用状況等の計測や、利用者の属性などのデータを整備できるようにすること。 	⇒ ③ 改定後のモニタリングと利用者データの整備

流山市公共施設の使用料設定に当たって
の基本方針の改定について
答申

令和8年5月

流山市行財政改革審議会

1 改定の基本認識（総論）

本市の公の施設は、地方自治法が定める「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」として、これまで市民の福祉向上や地域コミュニティの醸成に大きく寄与し、現行の使用料水準もその役割を支えるものとして一定の機能を果たしてきた。

しかしながら、今後の施設の老朽化に伴う維持管理・更新費用の増大を見据えると、将来にわたって安定的な施設運営を継続するためには、利用者と施設を利用しない市民（納税者）との費用負担のあり方を、より適正なバランスへと最適化していく時期を迎えている。

将来世代へ健全な財政と施設を引き継ぐため、また、利用者而非利用者、さらには利用者間の「公平性」を確保するため、客観的なデータに基づく原価計算を導入し、政策的意義に応じた適正な受益者負担のルールを再構築する本改定の方向性は、妥当であると判断する。

2 新たな基本方針の柱（各論）

本審議会における議論を踏まえ、改定の方向性についての意見は以下のとおりとする。

（1）対象経費の範囲見直し（フルコストの客観的把握）

使用料算定の基礎となる原価には、これまでの維持管理費に加え、「人件費」及び「減価償却費（大規模修繕の資本的支出を含む）」を算入し、施設のフルコストを正確に把握すること。

算定に当たっては、公会計管理台帳システム等の客観的なデータを活用し、費用の重複計上を排除するとともに、以下の点に配慮すること。

- ・減価償却費の算定によって、施設の建築年次や大規模修繕の取扱いにより施設間・地域間で利用者負担に不合理な差が生

じないよう、合理的かつ適正な算定基準を設け、市民に対して透明性・客観性の高い説明を行うこと。

- ・稼働率については、稼働していない部分を全額行政負担とすることへの課題を認識しつつ、使用料算定における稼働率の取扱いについて、近隣自治体の動向も参考にしながら考え方を整理すること。
- ・施設ごとに個別に原価を算出することを原則とするが、同種類似施設間で著しいかい離が生じる場合は、調整の仕組みを設けること。

(2) 施設の性質に応じた「利用者負担割合」の導入

算出されたフルコストを全額利用者に転嫁するのではなく、施設の「必需性」や「民間代替性・収益可能性」等の公的な意義に基づき、施設を階層化し、公費（税金）の投入割合に差を設けることを妥当とする。

利用者負担割合の設定に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・利用者負担割合の設定は、施設の性質（必需性・民間代替性・収益可能性）に基づくものであり、設定に当たっては、施設が有する社会的価値を認識し、妥当性を持たせること。
- ・減価償却費の算入に伴い、建設年次の新しい施設が集中する地域と老朽化施設が多い地域との間で地域間格差が生じることのないよう、エリア間の公平性に十分配慮した料金設計を行うこと。

(3) 急激な負担増に対する「激変緩和措置」の設定及び減免制度のあり方への配慮

新たな算定基準により使用料が大幅に引き上げられる施設については、市民活動の急激な停滞（利用者の激減）を招かないよう、「改定上限率」や「段階的な引き上げ期間」などの激変

緩和措置を講じること。

施設が多くの市民に継続して利用されるとともに、将来にわたって安定的な維持・更新が行われることで、市の魅力を維持・向上させることを基本とする。

また、経済的な理由等により、公共施設から排除される市民を生むことのないよう減免制度の維持は必要であるが、本来受益者が負担すべき使用料を公費により賄う制度であることを意識し、政策として市民への説明ができる減免制度となるよう配慮すること。

(4) 本来あるべき料金設定について

本来あるべき料金設定として、以下の2点について、実施の是非、可否も含め、検討されたい。

- ・ 公平性の観点から、営利目的利用者には適切な差額設定を行うこと。
- ・ 施設利用者には市外在住者も含まれることを踏まえ、市民（税負担者）と市外利用者との間の負担の公平性について、適切な差額設定を行うこと。

3 付帯意見

基本方針による適正な使用料の設定に留まらず、公共施設を将来に渡り持続可能な形で維持・活用していく観点から、以下の点に配慮すること。

① 稼働率が低い施設における利用促進策の推進

稼働率が低い施設では使用料が高額となり、利用者減少→さらなる稼働率低下→施設廃止というスパイラルに陥る懸念がある。市においては、施設の利用促進策（広報・PR充実、予約システムの改善、利用可能枠の見直し等）を料金改定と並行して積極的に取り組むこと。

② 施設の収益確保・運営コスト見直しへの取組

使用料の適正化と並行して、施設として収入を確保する工夫を行い、使用料だけに頼らない経営改善を推進すること。また、運営コストの見直し（夜間帯などの利用可能時間の見直し等）についても検討すること。

③ モニタリングと利用者データの整備

施設ごとの利用状況・利用者数の変化について継続的なモニタリングを実施すること。また、利用者の属性に関するデータ整備・蓄積を進め、将来の基本方針の見直しの際に活用できるようにすること。利用者属性の把握に当たっては、現場の事務負担への配慮もすること。

4 市へ期待すること（結語）

市においては、単なる「値上げ」ではなく、「適正な料金設定を行う」という本来の主旨を、あらゆる機会を通じて市民に丁寧に説明し、理解を得るよう努めること。

なお、各施設所管課が条例改正を検討するに当たっては、答申の趣旨を十分に踏まえ、施設の設置目的・利用実態・地域の実情に即した適正な設定を行うよう要望する。

また、パブリックコメント等による市民参加のプロセスを丁寧に実施すること。

本審議会は、今後も流山市の公共施設が市民生活の豊かさと地域コミュニティの持続的発展に寄与し続けることを強く期待する。